

さつま町キャッシュレス機器導入業務委託
公募型プロポーザル仕様書

さつま町

令和8年9月

- 1 業務名 さつま町キャッシュレス機器導入業務委託
- 2 履行場所 さつま町役場 (A) 本庁 町民環境課窓口
(B) 本庁 税務課窓口
(C) 鶴田支所 町民生活係窓口
(D) 薩摩支所 町民生活係窓口
- 3 履行期限 契約日の翌日から令和9年3月31日まで
※稼働開始は令和9年3月1日から
- 4 委託内容
 - (1) 前提条件
 - ① 導入窓口は4ヶ所とし、さつま町が指定した場所に導入する。
 - ② 履行場所は上記2【(A)、(B)、(C)、(D) 4ヶ所】のとおりとし、現地での設定作業も本契約に含む。
 - ③ マニュアルは、利用者の理解が容易な表記・内容で、A4判両面(カラー)を原則とし、日本語表記であること。
 - ④ 電子ファイルのマニュアルは以下の形式であること。
(ファイルのフォーマットは、Microsoft Office 又は Adobe Reader に対応できるデータ形式)
 - (2) POS レジ環境整備業務
 - ① キャッシュレス決済端末機の設定
各窓口に応じたレジの設定やネットワーク等の必要な設定を行うこと。
 - ② 周辺機器類の接続、設定
 - ①のキャッシュレス決済端末機に専用オプションとなっているレシートプリンタを接続し、必要な設定を行うこと。周辺機器との接続は安定性を鑑み、LAN ケーブルでの接続とする。自動釣銭機、ドロア及びレシートプリンタの台数は、下表のとおりとする。

周辺機器の台数

台

さつま町役場	本庁	町民生活課 町民係窓口	キャッシュレス決済端末機	2
			レシートプリンタ	2
			自動釣銭機	1
		税務課 窓口	キャッシュレス決済端末機	4
			レシートプリンタ	4
			自動釣銭機	1
	鶴田支所	町民生活係 窓口	キャッシュレス決済端末機	1
			レシートプリンタ	1
			ドロア	1
	薩摩支所	町民生活係 窓口	キャッシュレス決済端末機	1
			レシートプリンタ	1
			ドロア	1

キャッシュレス決済端末機を使用するために必要な光回線に接続するルーターを設置し、必要な設定を行うこと。なお、必要な光回線の整備は、さつま町が別途調達する。

インターネット通信は、通信の安定性を確保するため、庁舎内のインターネット回線（有線 LAN）を利用すること。

レジ設置付近までの LAN ケーブル引き込み及び各種機材の接続用 LAN ケーブルはさつま町にて対応する。

③ 売上等の管理機能（クラウド環境）提供

インターネット上のクラウド環境で提供する売上等管理機能、データのダウンロード機能等のサービスを提供すること。

(3) 研修の実施

稼働開始日までに対面で各窓口 1 回の職員操作研修を実施すること。

5 キャッシュレス決済端末機と搭載されている POS アプリ機能要件

以下の仕様を全て満たすこと。

(1) キャッシュレス決済端末機能要件

- ① キャッシュレス端末の職員操作端末の画面の大きさは 7.0 インチのタッチスクリーンであり、お客様の操作端末の画面の大きさは 4.0 インチのタッチ決済リーダー、接触 IC リーダー、デュアルヘッド磁気リーダーが 1 つの端末(一体)に搭載されていること。また、PIN 入力に対応しており、二次元コード読み取り用のカメラが搭載されていること。

(参考端末：パナソニック製 JT-VT10/VC10)

- ② PIN 入力に対応しており、二次元コード読み取り用のカメラが搭載されていること。
- ③ 職員操作端末とお客様操作端末は分離されており、レイアウトを柔軟に変更でき、かつ端末を動かすことなく操作が出来ることとする。
- ④ 端末スペックとして、メモリーが ROM:16 GB／RAM:4 GB 以上を有し、OS は android10 以上を搭載しているものとする。

(2) POS アプリ機能要件

- ① POS アプリはキャッシュレス端末と連動すること。また、POS アプリはキャッシュレス端末機に内蔵されている（キャッシュレス決済端末と POS アプリが一体型）ものであり、現金・キャッシュレス決済共に一度で完結できること。
- ② 登録した情報はクラウド上で保持し、発注者が以下の情報を最低限ダウンロードできること。

1	取扱日時
2	施設名
3	取扱窓口
4	品目ごとの決済種別（クレジットカード、電子マネー、二次元コードのブランド別）
5	対象サービス（証明書等の個別名称等）
6	単価
7	数量
8	売上高
9	会計日時
10	任意の科目コード（款項目節など）

- ③ また、品目ごとの決済種別については、以下の仕様の通り CSV で出力可能なこと。ただし支払科目に該当する表示ブランドは契約によるものとする。
- ④ なお、今回導入するキャッシュレスブランド以外に、任意の支払い科目（定額小為替）を設定することができ、一括で CSV 出力できるものとする。

店舗コード	店舗	日付	商品コード	商品	価格	支払種別	支払科目	販売数量計	販売金額計
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	現金	現金	324	81000
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	クレジット	VISA	2	500
1	●●課	20220401		1 住民票の写し	300	クレジット	Master	1	250
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	電子マネー	交通系電子 IC	3	750
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	電子マネー	nanaco	5	1250
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	電子マネー	WAON	1	250
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	電子マネー	Pay どん	1	250
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	電子マネー	PayPay	5	1250
1	●●課	20270302		1 住民票の写し	300	電子マネー	d 払い	3	750

- ⑤ POS の商品マスタに関して、任意の色を指定し登録ができること。また、商品マスタの変更日を事前に指定することができ、業務効率化に貢献できるものとする。
- ⑥ 任意の商品マスタのみ支払い手段を現金のみに限定できる機能を有していること。
- ⑦ 全ての機能にアクセスできる権限を設定する他、各部門、担当者、責任者ごとなどの区分で、利用可能な機能を制限・管理できること。
- ⑧ 管理システムを利用する職員それぞれに ID、パスワードを付与できること。
- ⑨ 今後、POS 連動するモバイル型決済端末や券売機を導入した際に、同一管理システムで各種データの集計を行う事ができること。
- ⑩ 現金会計時は「領収書」、キャッシュレス会計時は「利用明細書」などの支払い手段に応じたレシートタイトルの出し分けが可能であること。

6 周辺機器の機能要件

(1) レシートプリンタ

会計完了後、別途用意するレシートプリンタから手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる明細（以下「レシート」という。）の発行ができること。なお、レシートには、設置個所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更が可能であること。また、レシート出力枚数を柔軟に変更できること。58mm または 80mm のレシートが発行可能なものであること。

(2) 自動釣銭機

POS レジとの操作に連動するものとし、導入及び設置を行うこと。

お釣りの排出を POS 側でコントロールできること。

釣銭の取忘れ防止（ランプ点灯及びアラート音）の対策ができること。

紙幣挿入口は長手水平挿入方式であること。

(3) ルーター

さつま町が別に調達する光回線終端装置に接続し、本業務で導入及び設置を行う機器と接続し、安定的に稼働するよう設定を行うこと。

ローカルエリアネットワークを構築し、通信障害時にも会計業務（現金のみ）を止めない様にオフライン時に備えること。

(4) ドロア

3 札 6 硬が収納できること。

レシート発行時に自動開錠ができること。

7 指定納付受託業務

- (1) 受注者（共同事業体の場合は構成員のうち 1 者）は、地方自治法 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者となること、または、受注者は指定納付受託者となる事業者を提案し、その事業者を共同事業体の構成事業者とすること。

- (2) キャッシュレス決済により、決済した売上（以下、「売上」という。）については、原則、各月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、指定する口座にキャッシュレス決済の支払い方法を問わず一括で振り込むこと。この方法に対応できない場合、代替方法・日程を提案すること。

- (3) キャッシュレス決済に係る指定納付受託の取扱手数料は、納入確認後、指定納付受託者の請求により支払う。なお、この請求額に 1 円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

- (4) 売上の振込手数料は、原則指定納付受託者が負担すること。

- (5) キャッシュレス決済可能な決済ブランドは下記を必須とする。

クレジット VISA/Master/JCB/AMEX

電子マネー 交通系 IC/楽天 Edy/nanaco/waon

コード決済 PayPay/d 払い/楽天 pay/pay どん
上記以外は提案とする。

8 納品物の帰属関係

本契約に基づく作成物のうち、受託者が従前から有している著作物は受託者に帰属し、本契約に基づき新たに作成された作成物は全て委託者に帰属する。

9 特記事項

(1) 作業にかかる経費

機器設定等作業のための経費は全て本契約に含むこと。

(2) 協議事項

本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、双方の協議によって決定するものとする。

10 守秘義務の遵守

(1) 本業務委託を遂行するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のために適切な措置を講じること。

(2) 本件が提供する一切のデータ、資料などを本 POS アプリ提供以外の目的で使用し、複写、複製して第三者に提供しないこと。

11 法令の遵守

本 POS アプリの提供において、地方自治法及びその他関係する法令等を遵守しなければならない。契約期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

12 その他

(1) 緊急時の体制について

本 POS アプリの提供者は、事故、災害などの緊急事態が発生した場合を想

し、本業務に支障をきたすことが無いよう十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。また、本業務の提供において、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報の保全ができなかった又は保全ができない可能性が生じた場合には、直ちにさつま町の担当者に報告し、協議のうえ対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、全て受託者が負担する事とし、事実を明らかにした報告書を遅滞なくさつま町に提出すること。

(2) 保守サポートについて

保守サポート体制として、コールセンターの稼働時間は午前8時から午後10時まで稼働できるものとする。駆けつけ保守に関しては早急に対応できるものとする。また、POSシステムのバージョンアップや画面の構成変更などを行う場合には、事前にさつま町の担当者に報告すること。ただし、バージョンアップによるプログラムリリースや配布については、キャッシュレス決済端末の運用に支障がないよう実施すること。